

春日井市総合評価審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が行う総合評価一般競争入札に関する事務の公正を確保するため、春日井市総合評価審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 総合評価一般競争入札の対象となる建設工事に関すること。
- (2) 総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準に関すること。
- (3) 技術提案等の審査に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員5名をもって組織する。

- 2 委員長は、契約管理課長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 建設部道路課長
 - (2) 建設部公園緑地課長
 - (3) 建設部河川排水課長
 - (4) 建設部施設管理課長
 - (5) 上下水道部下水建設課長

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の審査及び決定の手続きは、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部契約管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市総合評価審査員会設置要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市総合評価審査員会設置要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。